

独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について

1 検査の背景

独立行政法人及び国立大学法人等は、公共的な性格を有し、各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入はその目的を達成するために重要な財源となっている。そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。

自己収入には、授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等があり、平成25年度においては、独立行政法人全98法人及び国立大学法人等全90法人において自己収入が計上されている。

2 検査の状況

(1) 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

21年度から25年度までの独立行政法人全体の自己収入の合計は188兆9884億余円、国立大学法人等全体の自己収入の合計は7兆9408億余円である。25年度における自己収入は独立行政法人全体で合計37兆2419億余円、国立大学法人等全体で合計1兆6988億余円、収入額の合計に占める自己収入の割合は、それぞれ63.7%及び49.4%となっている。

独立行政法人について、国立大学法人等との間で共通性が見られる事務・事業を実施している法人を、①特定の職業人等の教育・養成等を行う「文教研修型」、②科学技術に関する試験、研究、開発等を自ら行う「研究開発型」、③医療診療を行う「医療診療型」に分類し、上記の業務類型に該当しない法人を「その他型」とした。一方、国立大学法人等について、④附属病院を設置していない「国大教育研究型」、⑤附属病院を設置している「国大病院設置型」に分類した。

①から③までの業務類型に該当する独立行政法人並びに④及び⑤の業務類型に該当する国立大学法人等における自己収入の内容等についてみると、業務類型ごとに特有の自己収入である授業料等収入、受託研究等収入、病院収入が、法人の自己収入のうち相当程度の規模を占めている。このほか、業務類型にかかわらず各法人に共通性のある自己収入として、施設の貸付け等に係る収入、特許権等に係る収入、寄附金収入等がある。

(2) 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(7) 授業料等収入

25年度における授業料等収入は、文教研修型の独立行政法人9法人で計215億余円、国立大学法人全86法人で計3345億余円となっている。これらの法人においては、現状においては定員を充足している法人が多数を占めるものの、今後、入学者数が減少して授業料収入が減少することも想定される。そこで、学生数の確保等に資する取組状況をみたところ、ほとんどの法人において当該取組が行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。

授業料等収入に対する25年度の債権額の割合は、最大でも国立大学法人の1.09%となっているが、国立高等専門学校機構及び国立大学法人全86法人において年度中に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の状況は、21年度から25年度までの平均で計7億余円となっている。そして、授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について、国立高等専門学校機構及び国立大学法人における実施状況をみると、授業料の納付義務等に関する説明や督促等を行う対象者ごとの実施率が異なる傾向が見受けられる。

(4) 受託研究等収入

文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人42法人及び国立大学法人等全90法人における25年度の受託研究等に係る契約金額は、それぞれ計2328億余円

及び計1938億余円となっている。そして、受託研究等を増加させるための中期計画等における目標値の設定等の取組は、独立行政法人に比べて国立大学法人等においてより多く実施されている。

また、民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約においては、委託者への請求金額において常勤職員の人件費を算定していなかったり、受託研究契約に係る標準的な間接経費率の見直しを行っていなかったり、契約履行のための支出額が契約金額を上回る場合に法人自らがその費用を負担したりしている法人が見受けられる。

共同研究の結果取得された共有に係る特許権等から生ずる特許権等収入の分配割合については、共有に係る特許権等の権利の帰属割合によるとしている法人が多く見受けられるが、権利の帰属割合を下回る分配割合としている法人も見受けられる。

(ウ) 病院収入

医療診療型の独立行政法人9法人及び国大病院設置型の国立大学法人42法人における病院収益は、独立行政法人で計1兆2464億余円、国立大学法人で計9516億余円となっている。これらの法人においては、病床利用率等の指標について目標値を設定していない病院も一部見受けられる。また、各法人において、委員会等を設置して病院収入の確保等につながる取組を検討するなどしている。

患者に対する未収診療費債権の残高は、25年度末において、独立行政法人が計102億余円、国立大学法人が計90億余円となっており、債権の発生から1年以上が経過しているものが50%以上を占める法人も見受けられる。また、債権管理マニュアル等に規定している未収診療費債権の回収方法に法人間でばらつきが見受けられたり、時効の中断を図るための債権の保全措置を実施していない病院が見受けられたりなどしている。

そして、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、各病院の機能・役割や診療内容の相違による影響に留意する必要があるが、21年度から25年度までの年度末残高は、独立行政法人は60億円前後、国立大学法人は190億円前後で推移しており、25年度末におけるレセプト未処理額のうち23年度以前に発生したレセプトの割合は、それぞれ0.2%及び0.8%となっている。さらに、レセプトの処理に関しては、事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。また、レセプトの査定率については、審査基準の厳しい高難度で複雑な医療の実施が上昇の一因となることがあるが、25年度の査定率は独立行政法人は0.36%、国立大学法人は0.59%であり、全体として年々上昇傾向にある。

(3) 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 施設の貸付け等に係る収入

独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人は食堂又は売店を設置しており、25年度の貸付料等収入は、独立行政法人で計7億余円、国立大学法人等で計4億余円となっているが、有償で参入する業者がいなかったり、利用者に対する安価なサービスの提供を条件としていることなどの理由から無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。

また、独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人は自動販売機を設置しており、25年度の貸付料等収入はいずれも計1億余円、手数料収入はいずれも計5億余円となっているが、競争性のない契約方式を採用し、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。

独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人は駐車場を設置しており、25年度においてそれぞれ計26億余円及び計27億余円の収入額を得ており、このうち医療診療型の独立行政法人の駐車場及び国大病院設置型の国立大学法人における病院駐車場については有料としている割合が高くなっている。なお、京都大学の職員等駐車場の駐車整理業務において、駐車整理業務により生ずる利益を享受していないなどの事態が見受けられたことから、本院は、27年12月に、会計検査院法第34条の規定により、「職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について」として、京都大学学長に対して是正改善の処置を求めた。

独立行政法人45法人及び国立大学法人等89法人は職員宿舍を保有しており、25年度の宿舍使用料収入はそれぞれ計40億余円及び計31億余円となっている。統一的な宿舍使用料見直しの取組が行われていない国立大学法人等では、従前の宿舍使用料のままとなっているなどの法人が見受けられる。

(イ) 公開施設に係る入場料収入

独立行政法人16法人及び国立大学法人等41法人では、法人の業務内容等の広報等のために公開施設を設置している。このうち独立行政法人7法人で計20施設（全施設の39.2%）、国立大学法人等11法人で計16施設（同21.9%）を有料施設として運営しており、25年度の入場料収入は、それぞれ計21億余円及び計2億余円となっている。そして、その設置の趣旨等から入場料を徴収しない施設も比較的多く見受けられるが、有料施設では、経費の一部に充当するために入場料を徴収する取組が見受けられる。

(ロ) 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入

独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人が受託研究等により取得した研究用機器のうち、取得価額500万円以上の研究用機器に係る25年度中における民間企業に対する貸付額については、独立行政法人3法人で計1278万余円、国立大学法人1法人で計13万余円となっている。そして、一部の法人において、有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

(ハ) 特許権に係る収入

独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人は、21年度から25年度までの間に特許権を保有するなどしており、25年度における特許権収入は、それぞれ計17億余円及び計18億余円、特許料等の費用はそれぞれ計30億余円及び計26億余円となっている。25年度において特許権収入が特許料等の費用を大きく上回っていた10法人では、事業性を重視した特許権取得を推進したり、事業化機会の拡大を図ったりするための様々な取組を行っている。また、特許権の保有の見直しについては、独立行政法人15法人及び国立大学法人等38法人では取得後3年以内に行うこととしているが、見直しまでの期間を設定していない法人も独立行政法人30法人及び国立大学法人等35法人見受けられる。

(ニ) 寄附金に係る収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人は、21年度から25年度までの間に寄附金の受入実績があり、25年度の受入額は独立行政法人で計94億余円、国立大学法人等で計758億余円となっており、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

(ホ) 余裕金の運用に係る収入

独立行政法人62法人及び国立大学法人等89法人は、25年度において余裕金を運用しており、運用に係る収入はそれぞれ計344億余円及び計19億余円となっている。余裕金の運用を行っていない独立行政法人34法人の中には、運用原資平均が10億円以上の法人が14法人、運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない法人が24法人見受けられる。

(ヘ) その他の収入

各種証明書等の発行手数料等の徴収、事業を実施した結果産出された農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等を行うことにより収入を得ている法人が見受けられる。

3 所見

自己収入の確保等に向けた取組が効果的、効率的に行われるよう、独立行政法人及び国立大学法人等においては、他法人の取組を参考にするとともに、次の点に留意することが必要である。

ア 法人の業務類型ごとに特有の自己収入について

(ア) 授業料等収入については、将来にわたって安定的な学校運営を行っていくために、各法人の実情を踏まえた学生数の確保に資する取組を積極的に行うこと、また、授業料等の未納については、その発生状況等を踏まえつつ、引き続き授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について適切に行うこと

(イ) 受託研究等収入については、法人の目的に留意しつつ、可能な範囲で目標を設定するなどして受託研究等の増加に努めること、受託研究契約等における研究担当者等の常勤職員の人件費について、労働提供の寄与度等を考慮するなどして、民間企業である委託者に負担を求めることを検討すること、また、受託研究契約において、標準的な間接経費率についても適切なものとなっているか適宜検討すること、さらに、あらかじめ金額が確定できない経費が含まれる場合には、委託者と協議した上で、精算条項を設けることなどにより、追加負担について委託者に明示すること

また、共有に係る特許権等の実施により生ずる特許権等収入の分配について、契約相手方と協議した上で、法人の貢献度等に見合った収入の分配が見込まれるような契約内容を検討すること

(ロ) 病院収入については、病床利用率等の指標に係る目標値の設定や、病院運営に対する様々な検討や取組を病院それぞれの設置目的に応じて行うことなどにより、病院施設を効率的に稼働させるなどして病院収入の確保等を図ること、また、患者に対する未収診療費債権については、診療費の支払方法の多様化等、債権の発生防止を図ることと併せて、各病院における未収診療費債権の発生、回収等の状況を踏まえて、より実効性のある請求や督促の方法等を債権管理マニュアル等に定めることなどにより、可能な限り多くの債権を回収するよう努めること

さらに、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、その改善のために各病院内において定期的に注意喚起を行うなど組織的な取組を強化していくこと、また、診療報酬請求額に対するレセプトの査定率の引下げは収入の増加要因となることから、事務手続等に改善の余地がある場合には、引下げに向けた定量的な目標の設定等の取組を実施することにより、診療報酬請求事務の適切な実施を更に図ること

イ 各法人に共通性のある自己収入について

(ア) 施設の貸付け等に係る収入のうち、食堂及び売店の運営による収入については、無償で敷地貸付け等をしている法人においては、利用者への影響に留意しつつ有償による敷地貸付け等の可能性も検討すること、自動販売機の設置による収入については、利用者への影響等に留意しつつ、競争性のある契約方式に移行するなどして、貸付料等収入や手数料収入の増加を図ること、駐車場の使用料収入については、公共交通機関等の利便性等を十分に考慮し、管理経費や周辺駐車場の状況等を勘案しながら、料金を徴収することが可能かどうか検討すること

(イ) 各法人が保有する特許権については、特許権の保有目的に留意しつつ、特許権に係る事業化の拡大を図ることと併せて、特許権の維持に要する費用の負担を軽減する観点から、保有する特許権の見直しを引き続き積極的に進めていくこと

(ロ) 寄附金収入については、国立大学法人等においては今後も引き続き産学連携や地域連携等の推進等を通じて、また、寄附金の獲得が可能な独立行政法人においては、他の法人が実施する寄附金獲得のための取組を参考とするなどして、法人の業務の特性に留意しつつより一層の寄附金獲得を図っていくこと

(ハ) 余裕金の運用収入については、独立行政法人においても、四半期ごとに交付される運営費交付金等の比較的安定していると認められる運用原資がある場合には、短期による運用も含めてその可否を検討すること、また、余裕金の運用要領等を定めていない独立行政法人においては、できる限り要領等を定めるなどして、運用可能な余裕金が生じた場合に対応できるようにすること

(ニ) このほか、各種証明書等の発行手数料等の徴収、農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等については、各法人において自己収入の拡大につなげることのできる取組について可能な限り検討すること

本院としては、独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。